法令事務支援システム保守管理運用業務委託及び賃借に係る契約書

　京都府を甲とし、（決定後記入）を乙として、甲乙両当事者は、次のとおり法令事務支援システムの保守管理運用業務委託及び賃借に係る契約を締結する。

第１章　契約要項

（契約要項）

第１条　この契約の要項は、次のとおりとする。

(1) 契約の名称及び内容

ア　契約の名称

法令事務支援システムの保守管理運用業務委託及び賃借

イ　契約の内容

別添の業務仕様書のとおり

(2) 契約金額

ア　法令事務支援システムの保守管理運用業務委託料

委託料全体額（決定後記入）円

（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額（決定後記入）円）

ただし、各会計年度における委託料の支払額は、次のとおりとする。

令和４年度（決定後記入）円

令和５年度（決定後記入）円

令和６年度（決定後記入）円

令和７年度（決定後記入）円

イ　法令事務支援システム賃借料

賃借料全体額（決定後記入）円

（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額（決定後記入）円）

ただし、各会計年度における賃借料の支払額は、次のとおりとする。

令和４年度（決定後記入）円

令和５年度（決定後記入）円

令和６年度（決定後記入）円

令和７年度（決定後記入）円

賃借期間に１月未満の端数があるときは、賃借料は、日割計算により算出した額とする。

(3) 契約期間　令和４年10月１日から令和７年９月30日まで

(4) 契約保証金　免除

(5) 遅延利息及び遅延賠償金の計算に用いる利率　年2.5パーセント

第２章　法令事務支援システムの保守管理運用業務委託

（業務の処理方法）

第２条　乙は、別添の業務仕様書により委託業務を処理しなければならない。

２　乙は、前項の業務仕様書に定めのない細部の事項については、甲の指示を受けるものとする。

（乙の一般義務）

第３条　乙は、委託業務の実施のために甲から借り受けた技術資料、業務資料等及び甲保有のシステム等の開発設備、開発環境、各種資料その他甲の管理物（以下「提供資料等」という。）を利用する場合には、善良な管理者の注意をもって利用するものとする。

２　乙は、甲から借り受けた提供資料等を、当該資料の利用目的の終了後速やかに甲に返却するものとする。

３　乙は、委託業務に従事する乙の従業員について、労働法規その他関係法令に基づく雇用主としての一切の義務を負うものとする。

（処理状況の調査等）

第４条 甲は、必要があると認めるときは、いつでも委託業務の処理状況を乙に報告させ、又は自らその状況を調査することができる。

（委託業務の内容の変更）

第５条　甲は、この契約締結後の事情により、委託業務の内容の全部若しくは一部を変更し、又は業務を一時中止させることができる。この場合において、委託料又は委託期間を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面によりこれを定めるものとする。

（知的財産権等）

第６条 乙は、委託業務の成果物に関する一切の権利（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に規定する権利を含む。）を、無償で甲に譲渡するものとする。ただし、委託業務の成果物のうちプログラムの構成部品であるルーチン、関数、モジュール、型等（以下「プログラム構成部品」という。）で、乙が従来から権利を有していたものの権利については、乙に留保されるものとし、この場合、乙は甲に対し、当該プログラム構成部品について、甲が使用するために必要な範囲で、同法に基づく利用を無償で許諾するものとする。

２　乙は、成果物に関する著作者人格権（著作権法第18条から第20条までに規定する権利をいう。）を行使しないものとする。

（業務完了報告及び検査）

第７条　乙は、各年度の委託業務を完了したときは、直ちに甲に業務完了報告書を提出しなければならない。

２　甲は、前項の業務完了報告書を受理したときは、その日から10日（以下「検査期間」という。）以内に業務の完了の確認のため検査を行わなければならない。

３　乙は、前項の検査の結果不合格となり、補正を命じられたときは、遅滞なく当該補正を行い、再検査を受けなければならない。

４　第１項及び第２項の規定は、前項の補正の完了及び再検査の場合に準用する。

（委託料の支払）

第８条　乙は、前条の検査に合格したときは、甲に対して書面をもって委託料の支払を請求するものとする。

２　甲は、前項の請求書を受理した日から30日（以下この条及び次条において「約定期間」という。）以内に委託料を支払わなければならない。

３　甲は、約定期間内に委託料を支払わない場合は、約定期間満了の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、当該未払金額に対し第１条第５号の利率を乗じて計算した遅延利息を乙に支払わなければならない。ただし、天災地変等やむを得ない事由により約定期間内に支払をすることができないときは、当該事由の継続する期間は約定期間に算入しないものとする。

４　前項の規定により計算した遅延利息の額については、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）の規定による端数処理の計算方法の適用後の額とする。

（検査の遅延）

第９条　甲が第７条第２項の検査期間内に検査を行わないときは、その期間を経過した日から検査を行った日までの期間の日数は、約定期間の日数から差し引くものとし、また、当該遅延期間が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は満了したものとして、甲は、その超える日数に応じ前条第３項及び第４項の例により計算した金額を乙に支払うものとする。

（履行遅滞）

第10条　乙は、その責めに帰すべき事由により各年度の末日までに当該年度の業務を完了できないときは、その期間の経過した日の翌日から業務を完了する日までの日数に応じ、当該年度の委託料に対し第１条第５号の利率を乗じて計算した遅延賠償金を甲に支払わなければならない。この場合において、端数処理の計算方法については、第８条第４項の規定を準用する。この場合において、同項中「政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）」とあるのは、「京都府延滞金等の徴収に関する条例（平成23年京都府条例第29号）」と読み替える。

２　前項の日数には、検査に要した日数は、これを算入しない。

第３章　法令事務支援システム賃借

（賃借物件）

第11条　乙は、甲に対し、法令事務支援システム（以下「賃借物件」という。）として例規執務サポートシステムの賃貸を行うものとする。

（賃貸借期間）

第12条　賃貸借の期間は、令和４年10月１日から令和７年９月30日までとする。

（賃借料の支払）

第13条　乙は、前条に定める賃借の期間内の賃借料の支払を各年度における期間の終了以降において甲に対して書面をもって甲に請求するものとする。

２　甲は、前項の請求書を受理した日から30日（以下この条において「約定期間」という。）以内に賃借料を支払わなければならない。

３　甲は、約定期間内に賃借料を支払わない場合は、期間満了の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、当該未払金額に対し、第１条第５号の利率を乗じて計算した遅延利息を乙に支払わなければならない。ただし、約定期間内に支払をしないことが天災地変等やむを得ない事由によるときは、当該事由の継続する期間は、約定期間に算入せず、又は遅延利息を支払う日数に計算しないものとする。

４　前項の規定により計算した遅延利息の額については、政府契約の支払遅延防止等に関する法律の規定による端数処理の計算方法の適用後の額とする。

（売却等の制限）

第14条　乙は、甲の承諾を得ないで賃借物件を第三者に売却してはならない。

２　乙は、賃借物件に、質権その他形式のいかんを問わず、甲の契約物件の完全な使用を阻害する権利等を一切設定してはならない。

（追加又は取替え）

第15条　賃借物件の追加、取替え及び改造の必要が生じた場合は、甲乙双方で協議の上、定めるものとする。

（善管義務）

第16条　甲は、賃借物件の据付け場所を善良な管理者の注意をもって常に良好な環境に整備しなければならない。

２　甲の責めに帰すべき理由によって機械が損害を受け、又はこれに損傷を与えたときは、乙は甲に対しその賠償を請求することができる。

３　甲は、乙の賃借物件を他人の権利の目的物とすることはできない。

（立入権及び秘密保持）

第17条　乙は、必要があるときは、その関係者を賃借物件の納入、据付け、調整、修理等のために甲の庁舎に立ち入らせることができる。この場合において、その関係者は、必ずその身分を証明する証票を携行しなければならない。

２　乙は、前項の立入りによって得た甲の業務上の秘密を第三者に漏洩してはならない。

（賃借物件の保守）

第18条　乙は、別添の業務仕様書中の保守仕様に基づき賃借物件の保守を実施するものとする。

（賃借物件の返還）

第19条　甲は、賃借期間が満了したとき、又はこの契約が解除されたときは賃借物件を乙に返還するものとする。

２　乙は、前項の規定により甲が賃借物件を返還したときは、甲乙協議の上定めた期間内にこれを引き取るものとする。

第４章　一般事項

（契約の解除）

第20条　甲は、次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約を解除することができる。

(1) 乙の責めに帰すべき事由により、この契約を履行する見込みがないと明らかに認められるとき。

(2) 乙が正当な事由なくして通常考えられる契約履行のための着手時期を過ぎても業務に着手しないとき。

(3) 乙が正当な事由なくしてこの契約の各条項に違反したとき。

(4) 乙が次のいずれかに該当するとき。

ア　役員等（乙の役員又は乙の支店若しくは委託契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第２条第６号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ　暴力団（暴力団対策法第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ　役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ　役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ　下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約にあたり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ　乙が、アからオまでのいずれかに該当する者を資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

２　甲は、翌年度以降の甲の歳入歳出予算において、乙に支払うべき委託料若しくは賃借料が減額され、又は削除されたときは、契約を解除することができる。

３　乙は、次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約を解除することができる。

(1) 第５条の規定による委託業務の内容の全部又は一部の変更のため、第１条第２号アに定める委託料が３分の２以上減少したとき。

(2) 甲が正当な事由なくしてこの契約の各条項に違反したとき。

（談合等による解除）

第21条　甲は、乙がこの契約に関し次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

(1) 乙に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条の規定による排除措置命令、第62条第１項の規定による納付命令又は第64条第１項の規定による競争回復措置命令がなされ、これらの命令の取消しの訴えが提起されなかったとき。

(2) 乙が、前号の訴えを提起した場合において、当該訴えを却下し、又は棄却する判決が確定したとき。

(3) 前２号のほか、独占禁止法その他の法律に基づき、乙が談合等の不公正な行為を行った旨の事実を認定する処分その他の措置がなされ、かつ、その効力が確定したとき。

(4) 乙の役員又は乙の使用人について、刑法（明治40年法律第45号）第96条の６若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第１項第１号に規定する刑が確定したとき。

（違約金）

第22条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、法令事務支援システムの保守管理運用業務委託料及び法令事務支援システム賃借料の全体額の合計金額から業務を完了した年度の委託料及び賃借料の合計金額を減じた額の10分の１を違約金として甲の指定する期日までに甲に支払うものとする。

(1) 第20条第１項の規定によりこの契約が解除されたとき。

(2) 乙がその債務の履行を拒否し、又は、乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について履行不能となったとき。

２　次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第２号に該当するときとみなす。

(1) 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

(2) 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

(3) 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

３ 甲は、第20条第３項の規定によりこの契約が解除されたときは、法令事務支援システムの保守管理運用業務委託料及び法令事務支援システム賃借料の全体額の合計金額から業務を完了した年度の委託料及び賃借料の合計金額を減じた額の10分の１を違約金として乙の指定する期日までに乙に支払うものとする。

（損害賠償）

第23条　甲は、第20条第２項の規定によりこの契約を解除したことにより乙に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

２　乙は、この契約に関しその責めに帰すべき事由により、甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

（損害賠償の予定）

第24条　乙は、第21条各号のいずれかに該当するときは、目的物の引渡しの完了の前後を問わず、又は甲が契約を解除するか否かを問わず、損害賠償金として、法令事務支援システムの保守管理運用業務委託料及び法令事務支援システム賃借料全体額の10分の２に相当する金額を甲に支払わなければならない。ただし、同条第１号から第３号までのうち処分その他の措置の対象となる行為が独占禁止法第２条第９項に基づく不公正な取引方法（昭和57年６月18日公正取引委員会告示第15号）第６項で規定する不当廉売の場合その他甲が特に認める場合は、この限りでない。

２　前項の規定による損害賠償金は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する損害賠償金の額を超える場合は、その超える額につきなお請求をすることを妨げるものではない。同項の規定により乙が損害賠償金を支払った後に、実際の損害額が同項に規定する損害賠償金の額を超えることが明らかとなった場合においても、同様とする。

（期限の利益の喪失）

第25条　第22条第１項各号のいずれかに該当するときは、乙の甲に対する一切の債務は当然に期限の利益を失い、乙は甲に対し、直ちにその債務を弁済するものとする。

（相殺予約）

第26条　この契約に基づき甲が乙に対し債務を負担する場合、甲は、乙に対する一切の債権の弁済期が到来すると否とを問わずこれをもって当該債務と対当額において相殺することができる。

（権利の譲渡等）

第27条　乙は、この契約によって生じる権利又は義務を、第三者に譲渡し、又は引き受けさせてはならない。ただし、あらかじめ書面により甲の承諾を得たときは、この限りでない。

（再委託等の禁止）

第28条　乙は、委託業務の全部又は一部の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面により甲の承諾を得たときは、この限りでない。

２　前項ただし書の場合、乙は、当該第三者に対してこの契約に定める乙の義務と同等の義務を課すとともに、当該委託に基づく当該第三者の行為の一切について甲に対し責任を負うものとする。

（秘密の保持）

第29条　乙は、委託業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

 (関係法令の遵守)

第30条　乙は、この契約を履行するに当たり、労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号）、最低賃金法(昭和34年法律第137号）、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号）、労働契約法(平成19年法律第128号）その他関係法令の適用基準を遵守しなければならない。

（協議）

第31条　この契約書に定めのない事項又はこの契約書の条項について疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

 この契約の締結を証するため、この契約書を２通作成し、甲乙両当事者記名押印の上、各自１通を保有する。

　令和４年　月　日

 甲　　　　　　　京都府

 知　事 　西　脇　　隆　俊

 乙 　　　　 （決定後記入）